

建築と所有

聞き手：長島明夫 日時：2011年7月28日 場所：京都市北区某喫茶店

「あんなたちは美しいけど、ただ咲いてるだけなんだね。あんなたちのためには、死ぬ気になんかなれないよ。そりゃ、ぼくのバラの花も、なんでもなく、そばを通ってゆく人が見たら、あんなたちとおんなじ花だと思ふかもしれない。だけど、あの一輪の花が、ぼくには、あんなたちみんなよりも、たいせつなんだ。だってぼくが水をかけた花なんだからね。覆いガラスもかけてやったんだからね。ついたてで、風にあたらないようにしてやったんだからね。ケムシを——二つ、三つはチョウになるように殺さずにおいたけど——殺してやった花なんだからね。不平もきいてやったし、じまん話もきいてやったし、だまっているならいるで、時には、どうしたのだろうと、きき耳をたててやった花なんだからね。ぼくのものになった花なんだからね」

——サン＝テグジュペリ『星の王子さま』一九四三年【*1】

ずいぶん昔に読んで印象に残っていた『星の王子さま』の一節が、この震災のさなかで思い出された。日頃、個人の所有欲や独占欲というものに自省も含めて嫌らしさを感じてしまう一方で、私の存在が、そこで書かれているような〈私の物〉との固有の関係に支えられていることも事実だろう。本を読んだ当時の私は「死ぬ気」「殺してやった」「ぼくのものになった」などの強い言葉による言い切りに、どこか強い味方を得た気がしたのだと思う。「建築の持ち主」を考えるため所有という概念について調べてみると、『星の王子さま』で言われているようなことは、論理的にはジョン・ロック（1632-1704）の労働所有論の枠組みで捉えられるらしい。ロックはイギリスの名誉革命期に、絶対王制に対して市民個人の所有権を主張した〔左頁引用文〕。その民主主義の思想はアメリカ独立革命やフランス革命を後押しし、遠く日本国憲法にまで影響を与えているようなのだが、一方でそうした個人の自由の保証は、今日、人々の格差を助長する行き過ぎた自由主義の論理的基盤にもなっているという。日本の都市が前提とする建築の「自由」や、坂本一成氏が現代の消費社会において指摘した〈所有対象としての建物〉【*2】といった現象も、それと通じるところがあるのかもしれない。しかしやはり『星の王子さま』で示されたような所有の側面もあるのである。ここでは、所有という歴史的な概念について、その実践的な研究者である立岩真也さんにお話を聞いた。近年、様々な領域で再び注目される所有をめぐる【*3】、とくにその建築や都市でのあり方を考えてみたい。なお、インタビュー内容の前提として、弘文堂刊『政治学事典』から、立岩さんが執筆した「所有」の項目のテキストを転載させていただいた。

たとえ、大地と、すべての下級の被造物とが万人の共有物であるとしても、人は誰でも、自分自身の身体に対する固有権をもつ。これについては、本人以外の誰もいかなる権利をもたない。彼の身体の労働と手の働きとは、彼に固有のものであると言つてよい。従つて、自然が供給し、自然が残しておいたものから彼が取りだすものは何であれ、彼はそれに自分の労働を混合し、それに彼自身のものである何もかを加えたのであつて、そのことにより、それを彼自身の所有物とするのである。それは、自然が設定した状態から彼によって取りだされたものであるから、それには、彼の労働によつて、他人の共有権を排除する何かが賦与されたことになる。というのは、この労働は労働した人間の疑いえない所有物であつて、少なくとも、共有物として他人にも十分な善きものが残されている場合には、ひとたび労働が付け加えられたものに対する権利を、彼以外の誰も持つことはできないからである。

——ジョン・ロック『統治二論』一六九〇年【*4】

【民法第二百六条】所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

所有はどこまで可能か

立岩 生産した人が生産物を所有する、それがこれからはいいんだぜという考えは、ジョン・ロックの本に出てきまずけど、彼が発明したというわけではないでしょう。それはたんなるアイデアではなくて、近代社会の根底的な決まりでもあり価値だと思ふ。その頃、いわゆる市民革命の時ですよね。かつて身分によつて、たとえば王の権力によつて土地なりが分け与えられ所有権が決まっていた時代が変わつた。それは多くの人たちにとって良いことではあつたでしょう。そのことは分かつた上で、僕はそれを検討あるいは批判して、別のことを考えましよう、言いましようという感じでやってきました。

つまり所有権というのは「なには誰のものか」ということであつて、僕は「生産者による所有」という規則・価値を否定・批判してきたわけです。ただそれとすこし別に、所有権の強さというか、その面での変化もあつた。どういうことかと言うと、近代における所有概念というのは非常に強い権利なんです。つまり自分で持っているものは、売ることもできず、捨てることもできず、焼き払ってしまうこともでき

【たていわ・しんや】社会学者。1960年生まれ。立命館大学大学院先端総合学術研究科教授。主な著書『私的所有論』（勤草書房）、『自由の平等——簡単に別な姿の世界』（岩波書店）、『希望について』（青土社）、『所有と国家のゆくえ』（稲葉振一郎との対談、NHK出版）、『ベーシックインカム——分配する最小国家の可能性』（齊藤拓との共著、青土社）、『人間の条件——そんなものない』（理論社/イースト・プレス）など。

【*1】 出典：サン＝テグジュペリ『星の王子さま』内藤濯訳、岩波書店、1962、p.98 【*2】 本誌pp.87-88 参照 【*3】 立岩さんも寄稿している『所有のエチカ』（大庭健・鷲田清一編、ナカニシヤ出版、2000）では、家族・会社・業績・生命・権利といった切り口で、現代的な所有の問題が考察されている

【*4】 出典：ジョン・ロック『完訳 統治二論』加藤節訳、岩波文庫、2010、p.326